## まちづくり審議会委員を募集します!!

兵庫県では、安全、安心で魅力あるまちづくりに県民・行政・事業者等のパートナーシップにより取り組むことを宣言した「まちづくり基本条例」のもと、まちづくり政策の方向性を調査審議するため、まちづくり審議会を設置し、県民の参画と協働によるまちづくりを推進しています。

このたび、まちづくり審議会において、まちづくりの推進方策等について考え、議論していただける方の参加を求めるため、次により委員を公募します。

## 【まちづくり審議会の概要】

目 的: まちづくりの推進に関する重要事項についての調査審議

委員構成:学識経験者(公募委員含む13名)、県議会議員(2名)、市町長(2名)

- ◆応募資格 次の要件をすべて満たす必要があります。
  - (1) まちづくりについて考え、議論することができる方
  - (2) 県内に在住又は通勤・通学する満18歳以上(令和6年4月1日現在)の方
  - (3) 年間2回程度開催する審議会に意欲をもって出席できる方
  - (4) 国・兵庫県の議員又は常勤の公務員及び再任用職員(地方公務員法第22条の4第1項 に規定する短時間勤務の職にある職員)でない方
    - ※県の他の附属機関等(審議会など)の公募委員の職に就いている方は応募できません。
- ◆募集人員 2名
- ◆委員任期 2年間(令和7年3月~令和9年3月予定)
- ◆委員責務等 (1) まちづくり審議会に出席し、議論に参加していただきます。 ※県の規程に基づいた報酬及び交通費をお支払いいたします。
  - (2) 県行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。
  - (3) 委員としての地位を政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用することはできません。
  - (4) 審議において知り得た秘密を漏らすことはできません。
- ◆応募方法 所定の応募用紙に氏名、性別、職業等を記入の上、「すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」まちづくり」というテーマで自らの経験や具体事例を踏まえながら小論文(800 字程度、書式任意)を作成いただき、下記の応募先に郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。
- ◆応募締切 令和7年1月17日(金)《郵送の場合は当日消印有効》
- ◆応募先・問い合わせ先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 まちづくり部 都市政策課 都市政策班

TEL: 078-362-4324 FAX: 078-362-9487

E-mail: toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

◆選考方法及び結果通知

小論文(一次審査)及び面接(二次審査・2月予定)により委員を決定し、応募者全員に 結果をお知らせする予定です。

※兵庫県ホームページ(「兵庫県まちづくり審議会 公募」等で検索)にも公募の情報を掲載しております。



## 第8期まちづくり審議会公募委員 応募用紙

(この書式は県ホームページからダウンロードできます。)

> 11 18+-				
ふりがな 氏 名			性 別	男・女
職業			生年月日	年 月 日 (満 才)
住所	(〒 −	)		
連絡先電話番号	( )	Eメール アドレス		
専門分野				
興味分野				
略・己等				

添付書類:「すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」まちづくり」というテーマに基づいた小論文(様式自由、800字程度)

※この応募用紙及び添付書類は返却しません。個人情報については「個人情報の保護に関する条例」に 基づき適正に管理します。